

医療法人共生会 長崎友愛病院 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全職員が、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日までの5年間

2. 当事業所の課題

- ・年次有給休暇をすべて消化する職員がいる一方で、少ない職員もいる。

3. 内容

目標1：年次有給休暇の促進のための措置の実施（全員の取得率50%以上）

＜対策＞

- 令和4年 4月～ 7月から9月までの3か月と12月から1月までの2か月の合わせて5か月間に、年次有給休暇を計画的に5日以上取得させることで取得を促す。
- 令和6年 4月～ 年次有給休暇の取得について、短時間パートも半日単位の取得を可能にすることで消化を促す。
また、フルタイムの職員が年次有給休暇を半日単位で取得する場合、所定時間内で柔軟な時間帯を選択することを可能にすることで消化を促す。
- 令和6年 4月～ 前年度の年次有給休暇の取得状況を把握する。
また、年間消化日数が10日未満の職員及び所属長に対し状況報告を行う。
- 令和8年 4月～ 全員の令和8年度の取得率を50%以上とする。